

別表 2 4 レジンコンクリート製品

項 目	評 価 基 準 内 容
① 評価対象資材	再生資源を含有したレジンコンクリート製品を対象とする。
② 品質・性能	次の基準に適合すること。 ・ JSWAS K-10：2008 下水道用レジンコンクリート製マンホール ・ JSWAS K-11：1998 下水道用レジンコンクリート管 ・ JSWAS K-12：2016 下水道推進工法用レジンコンクリート管
③ 再生資源の含有率	別表 2 4－1 の規定に適合する再生資源を製品に対する質量比で 1 0 % 以上含有しており、これら以外の再生資源を含有しないこと。 ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
④ 環境に対する安全性	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 b. コンクリート再生骨材以外の再生資源を用いる場合は、原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項及び第 2 項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。
⑤ 品質管理	a. 原則として、公益社団法人日本下水道協会の下水道資器材製造工場の認定を受けた工場又は ISO 9001 の認定を受けた工場において製造がなされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
⑥ 環境負荷	a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。 b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表 2 4－2 に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表24-1 「レジンコンクリート製品」の原料となる再生資源とその品質・性能

	再生資源	品質・性能
骨材利用	高炉スラグ フェロニッケルスラグ 銅スラグ 電気炉酸化スラグ	それぞれ、 JIS A 5011-1：（コンクリート用スラグ骨材－第1部：高炉スラグ骨材） 2018 JIS A 5011-2：（コンクリート用スラグ骨材－第2部：フェロニッケルスラグ骨材） 2016 JIS A 5011-3：（コンクリート用スラグ骨材－第3部：銅スラグ骨材） 2016 JIS A 5011-4：（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材） 2018 の規定に適合すること。
	一般廃棄物溶融スラグ 下水汚泥溶融スラグ 産業廃棄物溶融スラグ	「JIS A 5031：2016 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」の規定に適合すること。
	コンクリート用再生骨材 キューポラスラグ 建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材	「JIS A 5364：2016 プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則」の「4.1.2 骨材」の規定に適合すること。
充填材利用	フライアッシュ フェロニッケルスラグ微粉末	充填材は、「JIS A 6201：2024 コンクリート用フライアッシュ」及び炭酸カルシウム又はこれに準ずるもので、品質がこれらと同等以上のものであること。

別表24-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-----------------	---